

相模原市学校給食費の管理に関する条例(案)の概要について

1 制定の背景

相模原市立学校において実施している学校給食(選択制デリバリー給食を除く。)に係る学校給食費は、各学校において私会計により管理しているところですが、現金による徴収、未納者への督促、食材業者への支払等の様々な事務があり、教職員や徴収に協力する保護者の負担となっています。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革の取組として学校給食費の徴収方法を変更し、教職員や保護者の負担軽減を図るとともに、学校給食費の管理に関する業務を学校ではなく市が担うこととするため、学校給食に要する経費を一般会計歳入歳出予算に計上して公会計により管理していくに当たり、その管理に係る事務を定める条例を制定するものです。

2 条例案の構成

- (1) 趣旨
- (2) 定義
- (3) 学校給食費の徴収
- (4) 学校給食費の減免
- (5) 督促
- (6) 違約金の徴収
- (7) 委任

3 条例制定に合わせた取組事項

- (1) 学校給食費の徴収方法の変更(現金徴収から口座振替等への移行)
- (2) 学校給食費の管理システムの構築

4 今後のスケジュール

令和3年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和4年1月21日まで	
2月	市議会3月定例会議に条例案及び関係予算案を提出
3月	条例の公布
4月から	学校給食費の管理システムの構築等
令和5年3月まで	
4月	条例の施行(公会計による管理の開始)
	現金徴収から口座振替等による徴収への移行